

★ 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十五号）（建築課）

一 改正の要旨

- 1 土砂災害特別警戒区域に立地する建築物のうち、建築確認申請時に構造耐力規定に係る図書の添付を要さないものについて、完了検査申請時等に添付する書類を付加するため、必要な改正を行った。
- 2 建築物に作用する積雪荷重を算定するための垂直積雪量について、必要な改正を行った。
- 3 その他必要な改正を行った。

二 施行期日

- 1 一 1 及び 3 の改正 令和元年七月二十九日
- 2 一 2 の改正 令和二年一月一日